

特定都市鉄道整備積立金制度の概要

特定都市鉄道整備積立金制度は、昭和61年に制定された「特定都市鉄道整備促進特別措置法」に基づき、混雑の緩和や所要時間の短縮などを目的とした都市鉄道の新線建設工事、複々線化工事等の輸送力増強工事に適用されている。

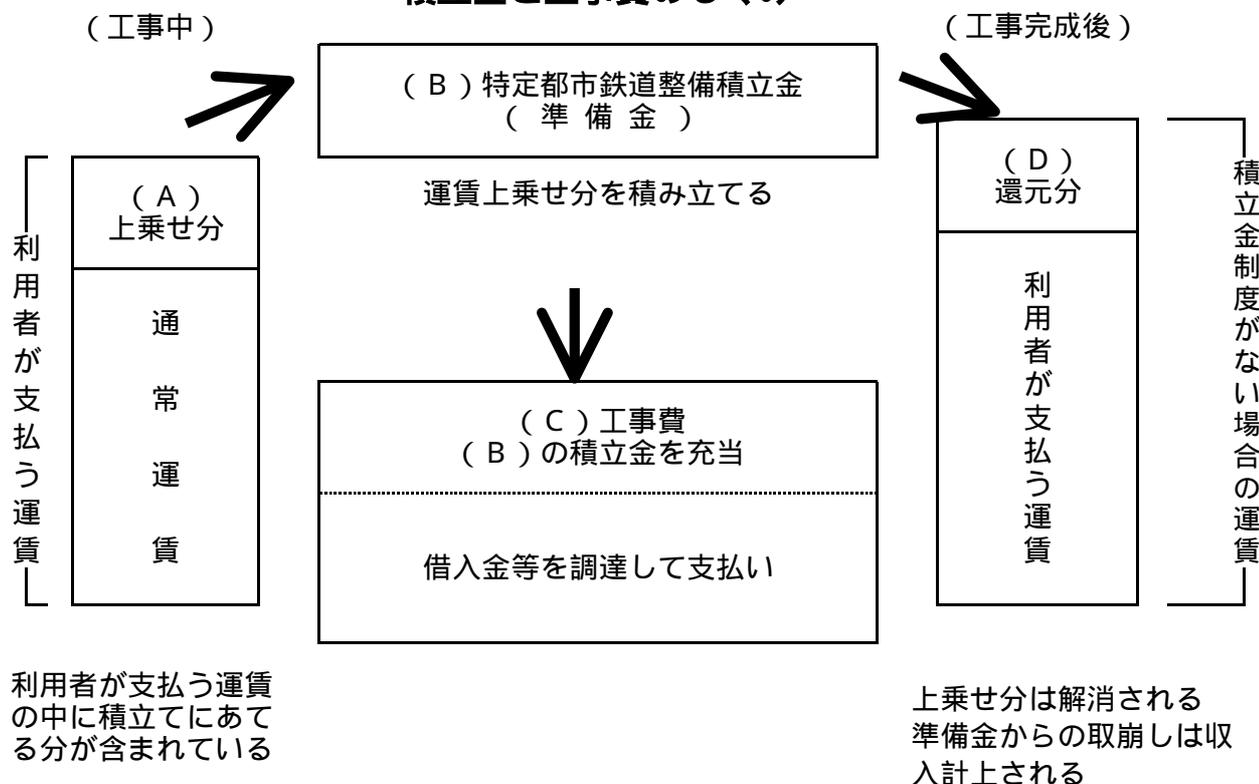
鉄道事業者は整備事業計画について国土交通大臣の認定を受け、運賃収入の10%を上限に上乗せ運賃を10年間総工事費の50%（平成16年4月1日からは40%）まで非課税で積み立てることができる。

前もって一定率を運賃に上乗せし（A）、その部分を積み立てて（B）、工事費の支払いの一部にあてることにより（C）、金利等の運賃へのはなかえりが軽減できる。

また、工事完了後には上乗せ分の解消と積立金の取崩により、工事完成とともに発生するコスト増に伴う運賃の大幅な上昇を抑制できる（D）。

なお、同制度は、平成6年に一部制度改正が行われ、やむを得ない事由がある場合には計画期間を10年を超えるように変更することが可能となった。（計画期間が変更になれば取崩開始期間が延期される。）

積立金と工事費のしくみ



特定都市鉄道整備積立金制度の流れ

